

介護用品（紙おむつ等）の支給制度について

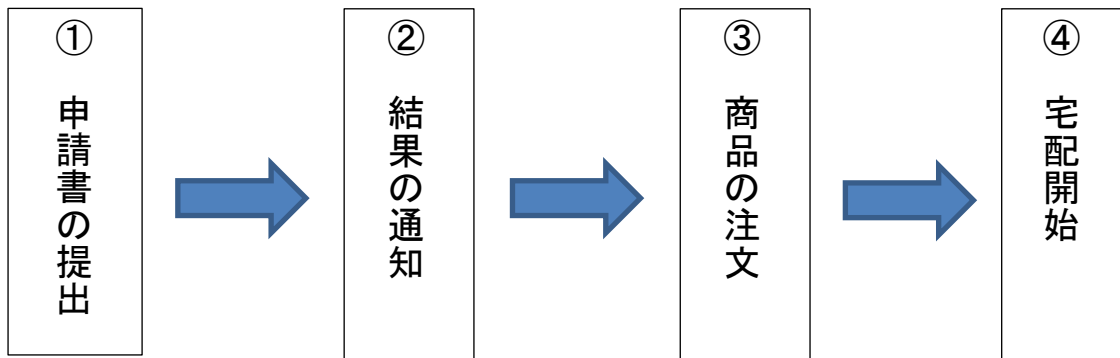
在宅で生活をしている要介護者を支援するため、介護用品（紙おむつ等）を宅配にて支給いたします。

【対象となる方】

次の要件をすべて満たしている方

- ①現在、船橋市内の自宅（持家・借家等）で生活していること
※入院・施設入所されている方は対象となりません。また、ショートステイをご利用の方につきましては、在宅期間のある月においては支給を受けられます。
- ②要介護3・4・5の認定を受けていること
- ③市民税・県民税の賦課額が65,000円以下であること
※市外から転入された方で、直近の年度の市民税・県民税額を船橋市で確認できない方は、前住所地の（非）課税証明書等が必要となります。
- ④生活保護の受給者でないこと

【支給までの流れ】



【支給内容】

結果の通知に同封されているカタログから、月額8,900円を上限に選択した商品

※おむつ（テープタイプ・パンツタイプ）・尿とりパッド等

【申請書の提出窓口】

- ・船橋市高齢者福祉課（郵送可）
- ・船橋駅前総合窓口センター（FACEビル5階）12番窓口
- ・各出張所・連絡所

※オンライン申請も可能です。下記の二次元コード、または市ホームページからご利用ください。



【お問い合わせ先】

〒273-8501

船橋市湊町2-10-25

船橋市高齢者福祉課

☎047-436-2352